

岸 和 田 市

きしわだのまちをつくるルールができました
岸和田市自治基本条例
～市民自治都市の実現をめざして～

今、なぜ自治基本条例なのか

地方分権時代には、岸和田市という自治体、そこに住む住民、地域が、創意工夫を凝らして、自らの考えと責任において自立的な地域運営が可能になります。

そこで、本市がどんな考えで、どんなまちづくりを行っていくのかを明らかにする条例を持つことが重要になってきました。

市政の運営に関する基本原則や市民が市政に参画する基本的な考えや方法、情報共有・協働のルールなどを本市が独自に最高規範性のある条例で定め、これを頂点として総合的に政策や立法の体系化を図る必要がありました。

この役目を果たすのが「自治体の憲法」、「わがまちの憲法」といわれる自治基本条例です。

策定の経過

市ではこの自治基本条例を行政主導ではなく、公募の市民委員27名（会議出席委員17名、通信委員10名）と学識経験委員4名で構成する策定委員会が平成15年1月から約1年10ヶ月かけて条例案づくりを行いました。

策定委員会では、先進地の事例や本市の行財政の現況等を調査・研究する中で、自治基本条例にどんなことを規定し、何を実現したいかという市民委員の思いを出し合い、それらを項目別に「条例私案」としてまとめ、自治基本条例の大きな枠組みを決定しました。

一方で、広く市民全体から意見を聞くため、市の広報で度々PRし、アンケート調査を行い、それらの意見も取り入れながら、具体的な条文原案の作成に入りました。

先の「条例私案」とその後の議論を元に「条文原案タタキ台」をつくり、それについて小委員会で市民委員同士が議論し、今度はそれを修正した「小委員会修正版」について、策定委員会で学識経験委員のアドバイスを受けながら議論を重ね、「条文原案（策定委員会修正版）」としてまとめていきました。

これらの一連の作業を行いながら、平成16年2月に、条文原案がまとまりました。

3月からは、これらの条文原案についてももう一度全体を通して見直す作業に入りました。



策定委員会での会議

意見のキャッチボール

条文原案については、庁内的な組織である自治基本条例推進会議や議員・職員対象に開いた説明会で、それぞれの立場、様々な視点から意見や指摘が数多く出され、それらの問題点については検討を加えながら原案を修正し、7月末に条例素案としてまとめました。

この条例素案については、市民に対して広報やHP、テレビ市政だより、市民報告会等で広く公表し、意見を求めました。

また、策定委員会の学識経験委員と市民委員代表、

企画課、総務管財課法規担当からなる「条例精査チーム」で、最終的な内容や表現の精査、法的なチェック等を行うとともに、前記の説明会、報告会の中で出された様々な指摘や意見についても再度検討を重ね、修正を行ってきました。

さらに、この案についても議員説明会、推進会議、庁議を開き、意見を求めました。

これらをふまえ、10月4日には「策定委員会としての自治基本条例案」が確定し、10月6日に市長へ報告されました。

それを受けて、特別職、推進会議、庁議で議論を重ね、「市としての自治基本条例案」が決定し、12月定例会で議会に提案し、審議の結果満場一致で可決されました。

このように、あくまで公募の市民委員中心の策定委員会で一から条例案をつくり、市民、行政、議会が意見のキャッチボールを行いながら進めてきたスタイルが岸和田の大きな特徴だといえます。

岸和田市自治基本条例の特徴

岸和田市自治基本条例の特徴的な規定をいくつか紹介します。

1. コミュニティと地区市民協議会

住民が自らの意思で地域の課題の解決に向けて自主的に行う地域活動をコミュニティ活動と位置づけました。その核として小学校区単位で地区市民協議会を設立することができるとし、自治基本条例に明確に位置づけることで、既存の組織や各種団体等と連携し、地に足をつけたまちづくりを目指そうとするものです。

2. 協働

市民、市それぞれが責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、情報や資源を共有し、地域課題や社会的課題を解決するために「協働」していくことを規定しました。

3. 住民投票

住民自治や市民の市政への参画を達成するために必要な制度として、常設型で諮問型の住民投票制度を設けました。岸和田市が直面する将来にかかわる

重要課題については、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の署名を集め、住民投票を市長に請求したときは、住民投票を実施しなければならないというものです。

4. 法務

職員は、地域の特色を活かした政策を実現するため、法令の細部まで自主解釈できるような力量も兼ね備えていかなければなりません。

5. 外部の目による監査

今まで以上に適正かつ公正なチェックを求めて、外部の目による監査制度を設けました。ここでいう外部機関による監査は、地方自治法上の個別外部監査契約に基づく監査を想定しています。

実効性確保に向けた取組み

自治基本条例の基本理念に基づいて、規定の内容が手続として整備され、また制度として構築され、それに対応する庁内の体制が整ってこそ、その実効性が確保されるといえます。

そのため、庁内に「条例整備チーム」を組織して、「意見聴取制度」、「審議会等の委員公募」、「審議会等の会議・会議録の公開」、「住民投票」、「外部監査契約に基づく監査」について条例案を作成、6月定例会で可決されました。逐条解説やフローチャートも整備し、自治基本条例と同時に8月1日から施行されています。

このことは、旧来のやり方を打ち破るものになり、自治基本条例に規定する基本理念を実現させることで、岸和田市は市民自治都市の実現に向けて大きな一歩を踏み出しました。



全戸配布した自治基本条例広報用チラシ